

[事案 2021-32] 契約解除取消請求

・令和3年10月8日 裁定終了

<事案の概要>

募集人から告知妨害があったことを理由に、契約解除の取消し等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和2年2月に医療保険（契約①）および収入保障保険（契約②）を契約したが、同年4月に胃体部がんで入院したため、契約①にもとづき給付金を請求したところ、告知義務違反を理由に契約①②が解除され、契約①にもとづく入院給付金は支払われたものの、責任開始日前に診断確定されているとして、がん一時金が支払われなかった。しかし、以下等の理由により、契約①②の解除を取り消して、がん一時金を支払ってほしい。

- (1)告知書は、記入の仕方がわからなかったため、募集人に聞きながら記入しており、健康診断の結果、再検査となったがまだ再検査を受けていないこと、昨年の再検査時に薬でピロリ菌を治療したことを伝えたと、「昨年なら問題ないので大丈夫。」と言われたため、過去2年以内に健康診断・人間ドックをうけて異常を指摘されたことがあるかとの質問事項に対して、「指摘なし」と回答した。
- (2)診断確定日は、検査の結果がすべてそろい、病院が悪性新生物と判断した日であるべきである。診断書における診断確定日は、責任開始日後になっている。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は申立人に対し、ありのまま告知することを促し、告知書の質問事項を一つ一つ確認しながら、パンフレット等を示して告知の重要性を説明している。
- (2)募集人は、告知書作成の際、申立人から健康診断結果に関することは聞いていない。
- (3)約款によって、がん診断確定日を病理組織診の検査日とすることが定められており、契約概要等でも示されている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人に告知義務違反があったこと、胃体部がんはがん責任開始日前に診断確定を受けたことが認められる一方、募集人による告知妨害があったことは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。